

医薬品副作用被害救済制度の対象とならない医薬品の一部を改正する件新旧対照表

○医薬品副作用被害救済制度の対象とならない医薬品（平成十六年厚生労働省告示第百八十五号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>一〇百二十二（略）</p> <p>百二十三―二―〔trans―四―（四―クロロフェニル）シクロヘキシル〕―三―ヒドロキシ―一・四―ナフトキノ ン（別名アトバコン）及びその製剤</p> <p>百二十四〇百二十七（略）</p>	<p>一〇百二十二（略）</p> <p>（新設）</p> <p>百二十三〇百二十六（略）</p>